

大口町告示第100号

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年12月22日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱（平成17年大口町告示第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び骨粗しょう症検診」を「、骨粗しょう症検診並びにヘリコバクター・ピロリ抗体及びペプシノゲン検査」に改める。

別表中2健康診査の表に次のように加える。

ヘリコバクター・ピロリ抗体 及びペプシノゲン検査	問診、血液検査	1,000円
-----------------------------	---------	--------

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の規定は、平成26年11月1日から適用する。